

令和6年度 東近江市職員採用試験案内（令和6年度途中採用）

1 職種、試験区分及び採用予定人員

職種	試験区分	採用予定人員
ア 事務職（社会人対象）	—	若干名
イ 技術職（総合土木）	上級	若干名
ウ 保健師	—	若干名
エ 福祉職	—	若干名

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験することができます。ただし、同一職種で令和6年度東近江市職員採用試験を受験した者は、受験することができません。

ア 事務職（社会人対象）

平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

イ 上級技術職（総合土木）

次のいずれかに該当する者

(ア) 昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成15年4月2日以降に生まれた者（令和7年4月1日時点における年齢が21歳以下の者）で学校教育法に基づく大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を卒業したもの

ウ 保健師

昭和60年4月2日以降に生まれた者で、保健師免許を有するもの

エ 福祉職

昭和60年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するもの

(2) 普通自動車第一種免許（AT限定を含む。）を現に有するか、同免許を採用予定日までに取得見込みであることが必要です。（全職種共通。職務に必須のため。）

(3) 日本国籍を有しない者も受験することができますが、就職に制限のない在留の資格を取得している者又はこの資格を取得する見込みの者に限ります。これに該当する者が受験して合格し採用された場合、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」という公務員に関する基本原則に基づき任用されます。採用前日までに同資格を取得できない場合は、この試験に合格しても採用される資格を失います。

(4) 次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 東近江市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 日時

令和6年8月24日（土）午前9時30分から

(2) 場所

東近江市役所（東近江市八日市緑町10番5号）

(3) 方法

ア 筆記試験

(ア) 事務職（社会人対象）

職務基礎力試験及び職務適応性検査

(職務基礎力試験分野)

論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題

※基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。

※「国内外の社会情勢への関心と理解等」の問題では、公的部門の職員として必要基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。

(イ) 上級技術職（総合土木）

大学卒業程度の土木に関する専門試験及び適性検査

(専門試験分野)

数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）及び材料・施工

(ウ) 保健師

保健師に関する専門試験及び適性検査

(専門試験分野)

公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論

(エ) 福祉職

社会福祉に関する専門試験及び適性検査

(専門試験分野)

社会福祉概論（社会保障及び介護を含む。）、社会学概論及び心理学概論

イ 集団面接試験

(4) 結果発表 9月上旬までに東近江市ホームページ

(<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/>) に掲載し、合格者に通知します。

4 第2次試験

(1) 日時

第2次試験は9月25日（水）を予定しています。試験の日時は、第1次試験の結果発表の際に、合格者に通知します。

(2) 場所

東近江市役所（東近江市八日市緑町10番5号）

(3) 方法

職種	第2次試験
ア 事務職（社会人対象）	個人面接及び作文
イ 上級技術職（総合土木）	
ウ 保健師	
エ 福祉職	

(4) 各試験の方法等については、変更する場合があります。

5 最終合格発表

10月上旬までの発表を予定しています。

6 採用

最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用者を決定します。この採用候補者名簿は、合格決定の日から1年間有効です。

採用予定日は、令和6年11月1日です。（ただし、令和6年11月1日又は、令和7年1月1日付け採用とし、時期は相談に応じます。）

なお、受験資格がないこと又は申込書に虚偽記載があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

7 給与、勤務時間等

- (1) 給与は、給料、地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等を支給します。
(参考) 令和6年4月1日現在の初任給月額(本給+地域手当)
○大学新卒者の場合 20万8,472円程度
○短大新卒者の場合 18万7,254円程度
なお、経験等がある場合は、その内容、期間等に応じた加算があります。
- (2) 勤務日及び勤務時間
原則として、勤務日は月曜日から金曜日までの完全週休二日制で、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで。
なお、勤務場所及び配属先により、勤務日及び勤務時間に変更になる場合があります。
- (3) 年次有給休暇は年度に20日あり、2年目以降は繰越しにより最高40日付与されます。ただし、11月1日付け採用の場合は8日、1月1日付け採用の場合は5日となります。

8 受験手続及び受付期間

- (1) 申込書様式は、東近江市総務部人事課に請求するか、東近江市ホームページからダウンロードしてください。申込書様式を郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱記し、返信用封筒(角2サイズ)に120円分の切手を貼り、宛名を明記し、同封してください。
なお、返信用封筒が同封されていない場合及び所定の切手が貼付されていない場合には、申込書様式の返送を行いません。
- (2) 申込みは、申込書に必要事項を記入し、東近江市総務部人事課に提出してください(「受験票」部分を切り離さず提出してください。)
申込書を郵送で提出する場合は、封筒の表に「採用試験受験」と朱記し、返信用封筒(長3サイズ)に84円分の切手を貼り、宛名を明記し同封してください。
なお、返信用封筒が同封されていない場合及び所定の切手が貼付されていない場合には、受験票の返送を行いません。
- (3) 受付期間は、次の期間で執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)です。郵送による場合は、書留等確実な方法としてください。

ア 持参の場合

令和6年7月10日(水)から同年8月7日(水)まで(市役所の休日を除く。)

イ 郵送の場合

令和6年7月10日(水)から同年8月5日(月)まで(当日消印有効)

9 その他

- (1) 受験票を持参しない者は、受験することができません。
- (2) 試験当日の受付は、午前8時45分から午前9時15分までです。
- (3) 筆記具(HB程度の鉛筆、消しゴム等)を持参してください。
- (4) 障害特性のため、受験に当たって配慮を必要とする場合は、必ず申込時に東近江市総務部人事課まで連絡してください。
- (5) 自然災害等による試験日程の変更及びその他の緊急連絡は、東近江市ホームページに掲載するため、必ず確認してください。個別の連絡は、行いません。

【問合せ】

東近江市総務部人事課

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

電話(直通) : 0748-24-5601 I P 電話(直通) : 050-5801-5601

Mail : saiyou@city.higashiomi.lg.jp